



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1
- *11 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 2
- *12 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課) 3

○ 公安委員会規則

- *2 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

- 241 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 5
- 242 " (") 7
- 243 形質変更時要届出区域の指定 (") 12
- 244 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課) 12
- 245 " (") 12
- 246 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 12
- 247 保安林予定森林 (森林整備課) 13
- 248 道路の区域変更 (道路保全課) 13
- 249 " (") 14
- 250 道路の供用開始 (") 14
- 251 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 14
- 252 道路の指定 (建築住宅課) 15

○ 人事委員会告示

- 3 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 15

○ 公告

- 入札公告 (消防保安課) 23

規 則

和歌山県規則第10号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (平成15年和歌山県規則第84号) の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「知事に」を削る。

第9条第5項中「第20条に規定する保護者」を「第33条第2項に規定する家族等」に改める。

第11条第1項中「法第7条第4項 (法第12条第6項及び法第14条第4項において準用する場合を含む。) 又

は」を削る。

別記第1号様式中「(同法第9条第8項)」を「(及び同条第8項)」に改め、同様式備考12中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「特定猟具使用制限地域」を「特定猟具使用制限区域」に改める。

別記第2号様式中「(同法第9条第8項)」を「(及び同条第8項)」に改め、同様式備考12中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「特定猟具使用制限地域」を「特定猟具使用制限区域」に改める。

別記第3号様式備考8中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「特定猟具使用制限地域」を「特定猟具使用制限区域」に改める。

別記第14号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により」を削る。

別記第17号様式中「第1条」を「第2条」に、「施工方法」を「施行方法」に、「価格」を「規格」に改める。

別記第18号様式中「干拓又は木竹の伐採」を「干拓、木竹の伐採又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第2条に定める行為」に改める。

別記第19号様式中「第8条関係」を「第8条第1項関係」に改める。

別記第21号様式中「第9条関係」を「第9条第1項関係」に改める。

別記第23号様式中「第9条関係」を「第9条第4項関係」に改める。

別記第25号様式中「第10条関係」を「第10条第1項関係」に改める。

別記第26号様式中「第10条関係」を「第10条第2項関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第11号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)中「アダムストークス発作」を「アダムストークス発作」に、

- | | | | |
|----|------------------------|---|---|
| 「5 | 人工ペースメーカー
人工弁移植、弁置換 | (有・無)
(有・無)」 | を |
| 「5 | ペースメーカー
人工弁移植、弁置換 | (有・無) (装着年月日 年 月 日)
(有・無) (移植・置換年月日 年 月 日) | に |
| 6 | ペースメーカーの適応度 | (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ) | |
| 7 | 身体活動能力(運動強度) | (メッツ) | 」 |

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第12号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 知事又は県内の市町村長から行政財産の使用許可を受けた場所に売りさばき所を設ける法人

第10条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第6条第1項第3号に掲げる者のうちから指定された売りさばき人が行政財産の使用許可を受けた場所に売りさばき所を設けることができなくなったとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月7日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県橋本警察署の部中島警察官駐在所（橋本市隅田町中島）の項中「南宿、向副」を「南宿」に改め、同部学文路警察官駐在所（橋本市学文路）の項中「南馬場」の次に「、向副」を加え、同表和歌山県岩出警察署の部を次のように改める。

和歌山県岩出警察署	根来交番 (岩出市桜台)	岩出市のうち 赤垣内、尼ヶ辻、安上、今中、押川、金池、川尻、紀泉台、北大池、桜台、新田広芝、曾屋、西安上、根来、野上野、波分、原、東坂本、堀口、南大池、森、山田、湯窪
	畑毛交番 (岩出市畑毛)	岩出市のうち 荊本、大町、岡田、金屋、清水、高瀬、高塚、中迫、西野、畑毛、備前、船戸、溝川、宮、山崎
	粉河交番 (紀の川市粉河)	紀の川市のうち 井田、馬宿、上丹生谷、粉河、下丹生谷、中山、西川原、野上、東川原、東野、松井

那賀交番 (紀の川市名手市場)	紀の川市のうち 赤沼田、穴伏、江川中、王子、麻生津中、北涌、切畑、後田、名手市場、名手上、名手下、名手西野、西脇、西野山、平野、藤崎、横谷
貴志川交番 (紀の川市貴志川町前田)	紀の川市のうち 貴志川町尼寺、貴志川町井ノ口、貴志川町上野山、貴志川町岸小野、貴志川町岸宮、貴志川町北、貴志川町北山、貴志川町国主、貴志川町神戸、貴志川町高尾、貴志川町鳥居、貴志川町長山、貴志川町長原、貴志川町西山、貴志川町前田、貴志川町丸栖
打田交番 (紀の川市打田)	紀の川市のうち 赤尾、上野、打田、尾崎、北大井、窪、久留壁、黒土、花野、下井阪、高野、竹房、田中馬場、中井阪、西井阪、西大井、畑野上、東大井、東国分、広野、古和田
山崎警察官駐在所 (岩出市中黒)	岩出市のうち 中黒、中島、吉田
相谷警察官駐在所 (岩出市相谷)	岩出市のうち 相谷、境谷、山
上岩出警察官駐在所 (岩出市西国分)	岩出市のうち 西国分、水栖
南中警察官駐在所 (紀の川市南中)	紀の川市のうち 池田新、今畑、北勢田、北中、重行、神通、神領、豊田、中畑、中三谷、西三谷、西山田、登尾、東三谷、東山田、枇杷谷、南勢田、南中
調月警察官駐在所 (紀の川市桃山町調月)	紀の川市のうち 桃山町調月、桃山町最上
安楽川警察官駐在所 (紀の川市桃山町市場)	紀の川市のうち 桃山町市場、桃山町神田、桃山町段、桃山町段新田、桃山町元

鞆渕警察官駐在所 (紀の川市中鞆渕)	紀の川市のうち 上鞆渕、下鞆渕、中鞆渕、桃山町大原、桃山町垣内、桃山町黒川、桃山町善田、桃山町中畑、桃山町野田原、桃山町峯、桃山町脇谷
長田警察官駐在所 (紀の川市別所)	紀の川市のうち 猪垣、北志野、北長田、上田井、嶋、東毛、長田中、中津川、深田、藤井、別所、南志野
龍門警察官駐在所 (紀の川市杉原)	紀の川市のうち 荒見、遠方、風市、勝神、杉原

別表第1和歌山県田辺警察署の部新万交番（田辺市新万）の項中「田辺市新万」を「田辺市新庄町」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県田辺警察署の部新万交番（田辺市新万）の項の改正規定は、平成26年3月10日から施行する。

告 示

和歌山県告示第241号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県岩出市安上168-5

氏名 西松建設株式会社 西日本支社 関西支店
岩出東トンネル出張所 所長 猿渡健輔

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市安上818-1

名称 西松建設株式会社 西日本支社 関西支店 岩出東トンネル出張所

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年3月7日から同月28日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

別表1

種 類	第55号生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
基 数	1	
能 力	15m ³ /時間	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	着手後10日	
使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔	終日	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常	最 大
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	11	12
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	2	5
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	2	5
浮遊物質量（SS）（mg/L）	2000	5000
ノルマルヘキササン抽出物質含有量（n-Hex）（mg/L）	2	5
窒素含有量（T-N）（mg/L）	2	3
リン含有量（T-P）（mg/L）	2	2.5
大腸菌群数（個/m ³ ）	500	<1000
六価クロム化合物（mg/L）	<0.02	<0.02
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量（m ³ /日）	20	38.2

別表2

種 類 及 び 型 式	濁水処理設備			
構 造	鋼製			
主 要 寸 法	W2.3m×L6.2m×H2.3m			
能 力	40m ³ /時間			
汚水等の処理方式	機械式凝集沈殿中和処理方式			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手後10日			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常		最 大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	11	6.5-8.5	12	6.5-8.5
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	2	2	5	5

化学的酸素要求量（COD）	（mg/L）	2	2	5	5
浮遊物質（SS）	（mg/L）	200	20	500	25
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（n-Hex）	（mg/L）	2	2	5	5
窒素含有量（T-N）	（mg/L）	2	2	3	3
リン含有量（T-P）	（mg/L）	2	2	2.5	2.5
大腸菌群数	（個/cm ³ ）	500	500	<1000	<1000
六価クロム化合物	（mg/L）	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	（m ³ /日）	380	380	758.2	758.2

別表3

		排水口1		雨水排水口		
		通常	最大	通常	最大	
排水水の量		（m ³ /日）	360	720	雨水	雨水
排水水の汚染状態	水素イオン濃度（水素指数）（pH）		6.5-8.5	6.5-8.5	—	—
	生物化学的酸素要求量（BOD）	（mg/L）	2	5	—	—
	化学的酸素要求量（COD）	（mg/L）	2	5	—	—
	浮遊物質（SS）	（mg/L）	20	25	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（n-Hex）	（mg/L）	2	5	—	—
	窒素含有量（T-N）	（mg/L）	2	3	—	—
	リン含有量（T-P）	（mg/L）	2	2.5	—	—
	大腸菌群数	（個/cm ³ ）	500	<1000	—	—
	六価クロム化合物	（mg/L）	<0.02	<0.02	—	—

和歌山県告示第242号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地
名称 セイカ株式会社
氏名 代表取締役社長 竹田純久
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市藤白758-73
名称 セイカ株式会社 海南工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1-1、1-2、1-3、1-4、1-5及び1-6のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排水水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年3月7日から同月28日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1-1

種 類	第46号ろ過施設	第46号ろ過施設
基 数	1	1
能 力	ろ過面積 0.5㎡	容量 162L
工事着手予定年月日	許可後	許可後
工事完成予定年月日	許可後3ヶ月	許可後3ヶ月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
使用時間間隔	不定期	不定期
1日当たりの使用時間	—	—
使用の季節的変動	なし	なし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	—	7.5
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	—	3000
浮遊物質 (SS) (mg/L)	—	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	—	<0.5
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	—	3
リン含有量 (T-P) (mg/L)	—	<0.001
大腸菌群数 (個/㎡)	—	0
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量	なし	なし

別表1-2

種 類	第46号二 廃ガス洗浄施設	第46号ろ過施設
基 数	1	1
能 力	容量 530L	ろ過面積 2㎡
工事着手予定年月日	許可後	許可後
工事完成予定年月日	許可後3ヶ月	許可後3ヶ月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
使用時間間隔	連続	不定期
1日当たりの使用時間	24時間	—
使用の季節的変動	なし	なし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	7.5	7.5
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	250
浮遊物質 (SS) (mg/L)	5	10

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	<0.5	<0.5	—	—
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	3	5	—	—
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	—
大腸菌群数	(個/m ³)	0	3000	—	—
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	0	0.5	なし	なし

別表1-3

種 類	第46号ろ過施設		第46号ろ過施設	
	基 数	能 力	ろ過面積 1m ²	ろ過面積 0.8m ²
工事着手予定年月日	許可後		許可後	許可後
工事完成予定年月日	許可後3ヶ月		許可後3ヶ月	許可後3ヶ月
使用開始予定年月日	完成後		完成後	完成後
使用時間間隔	不定期		不定期	不定期
1日当たりの使用時間	—		—	—
使用の季節的変動	なし		なし	なし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	—	—	7.5	7.5
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	—	—	3000	5000
浮遊物質 (SS) (mg/L)	—	—	5	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	—	—	<0.5	<0.5
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	—	—	3	5
リン含有量 (T-P) (mg/L)	—	—	<0.001	<0.001
大腸菌群数 (個/m ³)	—	—	0	3000
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	なし	なし	0.5	0.5

別表1-4

種 類	第46号ろ過施設		第46号ろ過施設	
	基 数	能 力	ろ過面積 0.8m ²	容量 162L
工事着手予定年月日	許可後		許可後	許可後
工事完成予定年月日	許可後3ヶ月		許可後3ヶ月	許可後3ヶ月
使用開始予定年月日	完成後		完成後	完成後
使用時間間隔	不定期		不定期	不定期
1日当たりの使用時間	—		—	—
使用の季節的変動	なし		なし	なし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	7.5	7.5	—	—
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	3000	5000	—	—
浮遊物質 (SS) (mg/L)	5	10	—	—

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	<0.5	<0.5	—	—
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	3	5	—	—
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	—
大腸菌群数	(個/m ³)	0	3000	—	—
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	0.5	0.5	なし	なし

別表1-5

種 類	第46号ろ過施設		第46号ニ 廃ガス洗浄施設		
	基 数	能 力	通常	最大	
基 数	1			1	
能 力		ろ過面積 23.1m ²		40m ³ /min×3kPa	
工事着手予定年月日		許可後		許可後	
工事完成予定年月日		許可後3ヶ月		許可後3ヶ月	
使用開始予定年月日		完成後		完成後	
使用時間間隔		不定期		連続	
1日当たりの使用時間		—		24時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数) (pH)		7.5	7.5	7.5	7.5
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/L)	3000	5000	200	250
浮遊物質 (SS)	(mg/L)	5	10	5	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	3	5	3	5
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
大腸菌群数	(個/m ³)	0	3000	0	3000
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	4	4	8	8

別表1-6

種 類	第46号ニ 廃ガス洗浄施設	
	通常	最大
基 数	1	
能 力	40m ³ /min×3kPa	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	許可後3ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔	連続	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	7.5	7.5
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/L) 200	250
浮遊物質 (SS)	(mg/L) 5	10

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	<0.5	<0.5
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	3	5
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	<0.001	<0.001
大腸菌群数	(個/m ³)	0	3000
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	8	8

別表2

種 類 及 び 型 式	排水処理施設			
構 造	SS、ゴムライニング、濾過器、樹脂貯槽			
主 要 寸 法	2900m ²			
能 力	3400m ³ /日			
汚水等の処理方式	中和、固液分離、エアリーング、活性炭処理、活性汚泥処理、最終濾過施設			
工事着手予定年月日	既設			
工事完成予定年月日	既設			
使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通 常		最 大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	13	6.8-8.0	13	6.8-8.0
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	180	6	200	10
浮遊物質 (SS) (mg/L)	66.5	5	79.1	8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	60	3	100	5
リン含有量 (T-P) (mg/L)	20	0.2	40	2
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60	<40	60	<60
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	1514	2540	1714	2740

別表3

		排水口1		排水口2	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量	(m ³ /日)	3200	3400	15	20
排出水の汚染状態	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	6	10	10	10
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	5	8	8	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	窒素含有量 (T-N) (mg/L)	3	5	50	50
	リン含有量 (T-P) (mg/L)	0.2	2	7	7
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	<40	<60	<40	<60

大腸菌群数	(個/cm ²)	<3000	<3000	<3000	<3000
-------	----------------------	-------	-------	-------	-------

和歌山県告示第243号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定した。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 形質変更時要届出区域

東牟婁郡串本町串本2175番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	ひまわりケアサービス保田	有田市辻堂字池ノ尻 936・937	通所介護・介護予防通所介護	平成 26. 1. 4

和歌山県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社こんにちは	大阪府泉南郡熊取町小垣内3-2-25	ホームヘルプサービスエンジョイ	岩出市清水487-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 2. 10

和歌山県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
エグチ薬局内原店	和歌山市内原941-23	医療機関の所在地	和歌山市内原997-1	和歌山市内原941-23	平成26.1.7
調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	医療機関の名称	スマイル温山荘前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	平成25.10.21
調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	海南市名高555-7	医療機関の名称	スマイル海南駅前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	平成25.10.21
ツジムラ薬局	海南市名高243-4	医療機関の所在地	海南市名高428-13	海南市名高243-4	平成25.11.25

和歌山県告示第247号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字向宇路住117の1（次の図に示す部分に限る。）、119の1、119の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向宇路住117の1・119の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、119の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字上湯川字八幡谷38番8地内	旧	6.50 ） 9.20	109.00	

和歌山県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市中芳養字下モ谷2058番1地先から同市中芳養字貝田2184番地先まで	旧	3.80 ） 7.00	80.50	
同上	新	6.00 ） 17.10	77.40	

和歌山県告示第250号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字下モ谷2058番1地先から同市中芳養字貝田2184番地先まで

供用開始の期日 平成26年3月7日

和歌山県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和48年11月27日

至 平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成5年和歌山県告示第88号、平成6年和歌山県告示第95号、平成12年和歌山県告示第606号、平成18年和歌山県告示第378号及び平成20年和歌山県告示第1153号の事業地のうち、和歌山県和歌山市大字松江上山、字鶴ノ木、字北鶴ノ島、字北砂ノ口、字東樋ノ口、字東浜、字東山及び字山下、松江北二丁目、松江中一丁目及び松江中二丁目、松江東一丁目、松江東二丁目、松江東三丁目及び松江東四丁目、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、島橋東ノ丁及び島橋南ノ丁、大字狐島字宇治部、字垣内、字塩畑、字関根、字淵ノ側、字南汐畑及び字六ツ辻並びに大字中之島字上嶋の各一部地内において事業地を変更し、大字秋月字石原、大字梅原字金山、字西中道、字東山畑及び字宮前、大字延時字川端、大字太田字老人島、大字加納字新白、字園池、字長池、字西新白、字南新白及び字宮嶋、大字北島字鶴ノ島、大字狐島字大樋ノ口及び字西淀屋、大字栗栖字大窪り、字中須及び字番頭免、大字新在家字北垣内、字里神、字下嶋、字得津、字一里山、字百姓目及び字宮嶋、大字出島字大窪り及び字音浦、大字中之島字釜ヶ淵、大字出水字於糸島、字五反長及び字四反長、大字中字神子田坪及び字宮東、大字鳴神字枝堤、字奥嶋、字上川田及び字口島、大字松江字御殿山、字庚申、字砂ノ口、字千本免、字樋ノ口及び字法林寺、大字松島字お糸島、字音浦、字茶屋ノ前、字高木及び字平柳、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、湊四丁目及び湊五丁目並びに大字湊字口ノ坪の各一部地内を加える。

和歌山県告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	指定年月日	延 長	幅 員	所在地 起点
				所在地 終点
国道480号 (高野山道路)	平成26. 3. 7	220m	7. 00m～11. 25m	伊都郡高野町高野山字内子谷川13-2地内 伊都郡高野町高野山字内子谷川13-8地内

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月7日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第6号」を「第7条第7号」に改める。

別表第4備考中「上段」を「基準欄に掲げる左欄」に、「下段」を「右欄」に改める。

別表第5備考2中「上段」を「左欄」に、「下段」を「右欄」に改める。

同表備考に次のように加える。

12 非常勤職員の採用の選考基準は、中学卒以上とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式

規則第 9 条の規定に基づく認定請求書			
和歌山県人事委員会事務局長 様		○ 秘 第 号	年 月 日
任命権者 職 氏		名 [㊟]	
選考に合格したとみなすことができる職の認定請求について			
下記職への任用(採用、昇任)について、職員の任用等に関する規則(昭和 29 年和歌山県人事委員会規則第 2 号)第 9 条に基づく認定を請求します。			
記			
1	認定を受けようとする職		
	所 属 部 課 名		
	役 職 名		
	発 令 予 定 年 月 日		
	職 務 の 級		
	職 務 内 容		
	職に必要な技能資格		
任用(採用、昇任)しようとする者			
	氏 名	年 月 日	生 年 月 日
		満 歳	男 女
	現 住 所		
	最 終 卒 業 学 校 名	専 攻 科 目	
	取 得 し た 免 許 資 格		
	前 歴 の 概 要 (職名年数等)		
2 認定を必要とする理由			
3 添付書類			
(1) 履歴書 (2) 最終学校卒業証明書 (3) 最終学校成績証明書 (4) 資格取得証明書			
(5) その他参考書類			
判定			

(注) 本請求書は、2 通作成の上、提出すること。

別記第 2 号様式

採用選考請求書			
和歌山県人事委員会事務局長 様			○ 秘 第 号 年 月 日
任命権者 職 氏			名(印)
選考の請求について			
下記職への採用について選考を請求します。			
記			
1 採用する職			
所 属 部 課 名			
役 職 名			
発 令 予 定 年 月 日			
職 務 の 級			
職 務 内 容			
職に必要な技能資格			
採用しようとする者			
氏 名		年 月 日 生 満 歳	男 女
現 住 所			
最 終 卒 業 学 校 名		専 攻 科 目	
取得した免許資格			
前 歴 の 概 要 (職名年数等)			
2 選考の申請理由			
(1) 選考によることとした根拠規定 職員の任用等に関する規則(昭和 29 年和歌山県人事委員会規則第 2 号) 第 7 条第 号による			
(2) その理由			
(3) その他参考事項			
3 添付書類			
(1)履歴書 (2)最終学校卒業証明書 (3)最終学校成績証明書 (4)資格取得証明書 (5)その他参考書類			
判定			

(注) 1 本請求書は、2 通作成の上、提出すること。

2 非常勤職員の採用にあつては、職務の級の記載は不要とする。

別記第 3 号様式

昇任選考請求書			
			○ 秘 第 号 年 月 日
和歌山県人事委員会事務局長 様		任命権者 職 氏 名 印	
選考の請求について 下記職への昇任について選考を請求します。			
記			
1	昇任させようとする職	現 在 の 職	
	所 属 部 課 名		
	役 職 名		
	発 令 予 定 年 月 日		
	職 務 の 級		
	職 務 内 容		
	職に必要な技能資格		
	昇任しようとする者		
氏 名		年 月 日生 満 歳	男 女
最 終 卒 業 学 校 名		専攻科目	
取得した免許資格			
前 歴 の 概 要 (職名年数等)			
2 選考申請の理由			
(1) 選考によることとした根拠規定 職員の任用等に関する規則(昭和 29 年和歌山県人事委員会規則第 2 号) 第 8 条第 号による			
(2) その理由			
(3) その他参考事項			
3 添付書類			
(1)履歴書 (2)勤務成績評定書 (3)資格取得証明書 (4)その他参考書類			
判定			

(注) 本請求書は、2 通作成の上、提出すること。

別記第4号様式中「日附」を「日付」に改める。

別記第5号様式中「殿」を「様」に、「所属部課(廨)名」を「所属部課名」に改める。

別記第6号様式中「殿」を「様」に、「所属部課(廨)名」を「所属部課名」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式

○ 秘 第 年 月 日 号

任用候補者 氏 名 様

任命権者 職 氏 名 印

任 用 に つ い て

任用について、人事委員会からの推選に基づいてあなたを下記の職への任用候補としています。参考のために、意向を確認したいので、別紙届出書に記入の上、本通知受領後 10 日以内に届くよう送付してください。この届出がない場合には、人事委員会の任用候補者名簿から削除されますから注意してください。

これは下記の職への任用についての意向を確認するためのもので、まだ任用が決定したものではありません。
記

職 名	職 種	給 与
勤 務 部 課 名		
職 務 内 容		
そ の 他 参 考 事 項		

別記第 8 号様式

任 命 権 者 へ の 届 出 書 届 出 書	年 月 日 任用候補者 氏 名 印
任命権者 職 氏 名 様 さきに推薦された○○職への任用について次のとおり届けます。 (次の項目のうち該当する項目の□にレ印を入れてください。) <input type="checkbox"/> 私は、この職へ任用されることを希望します。 <input type="checkbox"/> 私は、都合により、この庁へ任用されることを希望しません。 人事委員会の任用候補者名簿から削除されても構いません。 <input type="checkbox"/> 私は、この職への任用を下記のとおり辞退しますので人事委員会の任用候補者名簿から削除されないうで、推薦を延期しててください。	
記	
私は、次に示す時期まで任用を辞退します。 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 改めて人事委員会宛て通知するまで 辞退の理由	

別記第9号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成26年3月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度

平成26年度

(2) 購入物品の名称及び数量

航空燃料 JET A-1（和歌山県防災航空センター地下燃料タンクへの納入）

購入予定数量 85,000リットル

※ ただし、契約は、1リットル当たりの単価契約を締結する。

(3) 購入物品の規格等

入札説明書による。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局消防保安課

(2) 期間

平成26年3月7日（金）から同月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付する仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、平成26年3月12日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災対策室 201号室

イ 入札日時

平成26年3月26日（水）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の8以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局消防保安課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引

かない者又は郵便による入札を利用した者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局消防保安課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らかの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局消防保安課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2260（直通）

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) この一般競争入札は、平成26年2月和歌山県議会において、平成26年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。